

電子資料利用細則

(目的)

第1条 この細則は、中央事務局規程第6条第15号の規定に基づき、本会が所有する電子資料(以下「電子資料」という。)の利用に関し、必要な事項を定める。

(利用申請を必要とする電子資料)

第2条 本会が所有する電子資料の利用については、申請を必要とするが、本会ホームページに公開された資料については、公開された範囲で、利用の申請を必要としないものとする。

(1) 会員統計

(2) その他、本会が所有する電子資料

(範囲)

第3条 利用できる範囲は、次の各号に掲げるものとする。

(1) 図書館活動に使用する印刷物(目録等)の作成

(2) 図書館活動に使用する各種電子資料の作成

(3) 図書館活動に関する調査、研究

(4) その他、学術に関わる調査、研究

(利用資格)

第4条 第2条に掲げた電子資料を利用できる者は、次の各号に掲げる者とする。

(1) 正会員及び協力会員(正会員A、B及び協力会員に所属する個人を含む)

(2) その他、会長が認めた者

(申請)

第5条 利用しようとする者は、別紙様式により申請するものとする。

2 図書館等の機関又は団体による申請は、その長又は実務責任者が行うものとする。

(利用の承認)

第6条 利用の承認は、中央事務局が決定するものとする。ただし、必要に応じて理事会に判断を委ねることができる。

2 中央事務局は、結果を理事会に報告するものとする。

(遵守事項)

第7条 利用者は、電子資料の利用に当たって次に掲げる事項を遵守しなければならない。

(1) 申請した利用目的以外に利用しないこと。

(2) 営利を目的として利用しないこと。

(3) 電子資料を転貸又は譲渡しないこと。

(4) その他、本会の著作権を侵害しないこと。

(製作物の提出)

第8条 利用者は、電子資料を利用して作成した印刷物、各種電子資料、調査・研究成果の報告書等を1部中央事務局に提出するものとする。

(利用承認の取消し等)

第9条 理事会は、第7条の定めに違反した利用者に対し、利用承認の取消し、利用の停止又は損害賠償請求をすることができる。

(改廃)

第10条 この細則の改廃は、理事会の議を経て行う。

附 則

この細則は、2023年10月23日から施行する。

附 則

この細則の施行に伴い、日本医学図書館協会所有電子資料利用規程は廃止する。

(様式)

年 月 日

特定非営利活動法人日本医学図書館協会
会 長 殿

申請者 機関名
職 名
フリガナ
氏 名

印

日本医学図書館協会所有電子資料利用申請書

下記のとおり、貴会が所有する電子資料の利用を申請します。なお、利用に際し「電子資料利用細則」を遵守します。

記

1. 資 料 名

2. 利用目的

3. 利用期間 年 月 日 から 年 月 日まで

4. 利 用 者 職 名
フリガナ
氏 名

上記の利用目的以外には利用しません。

中央事務局記入欄

受付日： 受付番号： 承認日：

発送日： 製作物受領日：

備 考：

本申請書は、本会が所有する電子資料の利用手続以外には使用しません。